

災害時相談業務等に関する藤枝市と静岡県弁護士会との協定書

藤枝市（以下、「甲」という。）と静岡県弁護士会（以下、「乙」という。）とは、災害対策基本法第 2 条所定の災害「以下、「災害」という。」において、乙が実施する静岡県弁護士会災害対策マニュアル（以下、「災害マニュアル」という。）第 33 条に定める被災者法律相談（以下、「被災者法律相談」という。）の事前準備及び取扱等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 甲及び乙は、災害時において、乙が、被災者に対して行う被災者法律相談を円滑かつ適切に実施するため、本協定を定める。

（相談業務従事者の派遣）

第 2 条 乙は、甲から被災者法律相談実施の要請を受けた場合、速やかに乙及び他弁護士会所属弁護士の中から被災者法律相談担当者を選出し、実施する。

（実施機関）

第 3 条 被災者法律相談の実施期間は、甲乙協議して定める。

（被災者法律相談担当者の業務）

第 4 条 被災者法律相談担当者は、乙が定める災害マニュアル第 38 条に基づき、被災者法律相談を実施する。

2 乙は、甲に対し、被災者の被災により発生する法的問題についての解決支援に資する目的のために、前項の被災者法律相談の実施状況を定期的に報告する。

（被災者法律相談開催の連絡）

第 5 条 乙が被災者法律相談の実施を決定した場合、乙は、甲に対し、その開催場所及び開催日時を速やかに連絡する。

（事前協議）

第 6 条 甲及び乙は、災害時において実施する被災者法律相談に関し、運用細則を定めるとともに、平時において、必要に応じて、継続的に行う。

（有効期限）

第 7 条 本協定は、平成 27 年 5 月 12 日から効力を有する。

2 本協定の有効期間は、協定の効力発生の日から 1 年間とする。ただし、有効

期間満了の日から 1 か月前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間本協定を延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第 8 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通ずつ所持する。

平成 27 年 5 月 12 日

(甲) 静岡県藤枝市岡出山 1 丁目 11 番 1 号

藤枝市長

印

(乙) 静岡市葵区追手町 10 番 80 号

静岡県弁護士会

会 長

印